

## 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により令和4年5月26日理事より提出された令和3年度事業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げ、その正確適正なることを認めます。

なお、経理状況については、会計監査人が会計原則に基づく監査を行い、その結果においても適正に処理されていることを併せて報告いたします。

令和4年6月21日

群馬県農業共済組合

代表監事 金子正一

監事 中澤恒喜

監事 栗原実